

丁鳥取県公報

平成15年3月27日(木) 号外第26号

每週火:金曜日発行

目 次

鳥取県知事選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(28)................1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成15年4月13日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により候 補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、27,643,200円であるので、同法第196条の規定 により告示する。

平成15年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長中 村

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6 分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権 を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項 (同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合 を含む。) の規定により告示する。

平成15年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 袹 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数

9,838

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数

148,647

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

38,984

米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

37,086

倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

13,149

境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,050
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,002
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,640
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,055
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,206
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,032
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,759